**社会教育関係団体登録申請書について**

**≪記入上の注意≫**

1. **船橋市社会教育関係団体登録申請書**
   * 年月日はすべての団体が令和５年6月1日に統一のこと。
   * 申請者は新年度の会長の住所・氏名にすること。
2. **令和４年度事業報告書及び決算書**
   * 事業報告書は、令和４年度（令和４年4月1日～令和５年3月31日）の定例会を含めて、地区活動への参加、公民館との協力事業、自主事業等を具体的に記入すること。
   * 新型コロナの影響により休会中の場合には、その旨を記入すること。
   * また、事業計画では“月”だが、事業報告では“期日”であることに注意する。
   * 決算書も収入と支出の合計は同じ金額になるようにする。（残金の出た団体は、支出の欄に『次年度繰越金』として、その金額を記入）
   * 月謝という言葉は使わずに『会費』とすること。
   * 講師及び指導者等への中元、歳暮は『交際費』とすること。
3. **令和５年度事業計画書及び予算書**
   * 事業計画は、令和５年度（令和５年4月1日～令和６年3月31日）の定例会以外の行事について具体的に記入すること。ボランティアや老人ホーム慰問等の地域活動を行っている団体は忘れずに記入のこと。
   * 総会を必ず入れること。
   * 定例会の内容欄は規約（会則）と照らし合わせ、目的に添うよう記入する。
   * 予算書は収入と支出を同じ金額にする。支出欄には『次年度への繰越金』という項目はありません。『予備費』として計上し、その金額が多額にならないようにすること。
4. **役員名簿**
   * 会長、会計、会計監査は必ず設置すること。
   * 規約（会則）に記載されている役員との整合性に注意する。
5. **登録申請に係る団体状況調べ**
   * 指導者の職名欄には、○○教授・○○インストラクター等を記入し、家元・流派等の名称がある場合はあわせて記入し、フリガナを付けること。
   * 会員名簿の提出は不要。
6. **規約又は、会則**
   * 団体の事務所は市内の役員宅に置き、会の目的を明確にする。
   * 規約（会則）内の団体名は、申請団体名と同一にすること。

**≪申請書の提出について≫**

* 提出期限は、**５月３１日（水）まで**とします。
* 時間は**午前9時30分～午後4時30分**の間です。
* この受付期間中に公民館窓口または郵送、メールにて提出をお願いいたします。書類に不備があった場合には、後日、書類の訂正をお願いする場合がありますのでご了承下さい。
* 休会中のため提出が困難な団体については、公民館に相談してください。

【提出先】　東部公民館

住所 ：　〒２７４－０８２５　船橋市前原西２－２１－２１　東部公民館

メール　：　k-tobu@city.funabashi.lg.jp

* 提出する書類
  + **船橋市社会教育関係団体活動登録申請書**
  + **令和４年度事業報告書及び決算書**
  + **令和５年度事業計画書及び予算書**
  + **役員名簿**
  + **登録申請に係る団体状況調べ**
  + **規約又は、会則**
  + **生涯学習施設予約システム利用登録更新申請書**
    - パソコンで作成するサークルは、東部公民館のホームページ上に書式データを載せてあります。コピーしてご利用ください。
    - 今年度は登録申請の年により、規約（会則）を添付し提出してください。
    - なお清書したものは、来年度のために必ずコピーをして保管していただくか、パソコン内のデータに保存をしておきましょう。
    - 規約（会則）は、総会の時に毎年会員に配布するようにしてください。